1 業務方法書の取扱い(平成16年5月6日通知)

(下線部変更)

新	
別表	別表
受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表(第7	受入予定証券残高及び担保
条の2、第9条及び第12条関係)	条の2、第9条及び第12

- $1. \sim 4.$ (略)
- 5.業務方法書第45条第3項第1号に規定する当社が定める時価及び率 並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、国債 証券については、次のとおりとする。

	() () ()
国債 国債 証券 協会が売買 参考統計値 を発表する もの でうち 平均値	 (1) (略) (2)変動利付国債<u>(残存期間1年以内のもの)</u> 100分の99 (削る)

(注) (略)

 $6. \sim 13.$ (略)

受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表(第7条の2、第9条及び第12条関係)

旧

- 1. ~4. (略)
- 5.業務方法書第45条第3項第1号に規定する当社が定める時価及び率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、国債証券については、次のとおりとする。

国債 証券 国债 証券日本証券業 協会が売買 参考統計値 を発表する もの(1) (略) (2) 変動利付国債 (2) 変動利付国債 (2) 変動利付国債 (1) (略) (2) 変動利付国債 (2) 変動利付国債 (1) (略) (2) 変動利付国債 (2) 変動利付国債 (2) 変動利付国債 (3) (略)	有価	証券の種類	時価	時価に乗ずべき率
		協会が売買 参考統計値 を発表する	買参考 統計値 (注) のうち	(2)変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99

(注) (略)

 $6. \sim 13.$ (略)

2 附 則

この改正規定は、令和5年1月10日から施行する。